

有畜農業經營の構造

——『有畜農業經營』と『一般農業經營』との比較——

竹 市 鼎

目 次

- 一、まえがき
- 二、資料について
- 三、農業労働力の構成
- 四、農業經營地の構成
- 五、飼養家畜の構成
- 六、農業經營資本の構成
- 七、農業租收益の構成
- 八、農業經營費の構成
- 九、家族農業労働報酬の分析

一、まえがき

本稿は『有畜農業經營』の要素および成果の構成を『一般農業經營』のそれらと比較検討することによつて、いわゆる有畜農業

經營の構造の研究の手掛りを得んとするものである。

このためにここでは、『有畜農業經營調査』中の「經營面積——二町階級」の農業經營と『農業經濟調査』中の「第一種農家」の農業經營および『農業經營調査』中の「小經營」の農業經營との比較を中心とし、併せて有畜農業經營を經營面積階級別、自作農別および經營形態別に考察する。

註一、本稿において『有畜農業經營』という場合は右の「經營面積——二町階級」の經營を指し、『一般農業經營』という場合は右の「第一種農家」の經營および「小經營」の經營を指すものとする。

二、一般農業經營たる「第一種農家」および「小經營」の經營は後に農業經營地の構成、農業租收益の構成等において明らかにされる如く、有畜農業經營たる「經營面積——二町階級」の經營に比し（もちろんわが國の有畜農業經營は

概ね主穀式農業經營ではあるが、より、著しく米麥を主とする主穀式農業經營の性格を有するのである。従つて「有畜農業經營」と「一般農業經營」との比較は有畜農業經營と米麥を主とする主穀式農業經營との比較の意味も有するのである。

二、資料について

本稿に使用せる主なる資料はつぎのものである。

(一)「有畜農業經營」調査資料

昭和十三年度有畜農業經營調査報告、農林省。

(二)「一般農業經營」調査資料

自昭和十三年三月 農家經濟調査報告、農林省。
至昭和十四年二月

昭和十三年年度農業經營調査書、帝國農會。

註一、右三資料はいずれも昭和十三年三月一日より、翌十四年二月末日に至る滿一ケ年間に於いて調査せるものであつて、調査時期および調査期間を全く等しくする。

註二、(1)「有畜農業經營調査」は經營面積階級別、自小作農別および經營形態別に調査されている。
(2)「農家經濟調査」は第一種、第二種農家別および自小作農別に調査されている。

(3)「農業經營調査」は大經營、中經營および小經營別に調査されている。

有畜農業經營の構造

(一) 考察對象の「農業經營」について

わが國においては耕地が農業經營の基本をなしている。されば耕地と經營地とは同義に解され、あるいは經營の大きさを表わすに耕地反別を以てするなどのことが行われるのである。依つてここにおいても耕地面積を基準とし、その近似的なるものを以て經營比較に採用したのである。

註、經營地は嚴密に言えば耕地の外に經營内の耕地以外の土地すなわち林地、牧野、宅地等を含む。

この經營比較に採用したところの、前掲資料の「有畜農業經營調査」中の「經營面積——二町階級」、「農家經濟調査」中の「第一種農家」および「農業經營調査」中の「小經營」の概要を示すため、調査農家戸數、調査農家平均一戸當の、家族員數、農業從事者數、能力換算員數、耕地面積および耕地以外の土地面積を表示すれば第一表の如くである。

本表が示す如く、調査農家平均一戸當の耕地面積は「一—二町階級」において一町四反六畝二步、「第一種農家」において一町四反九畝および「小經營」において一町五反六畝二〇步であり、三者間に多少の差はあるが大體において耕地面積従つて農業經營規模は一應近似的であると言ひ得る。

つぎにこれら三者における飼養家畜について一言する。「第一種農家」および「小經營」すなわちここにいう、「一般農業經營」はもちろん無畜農業經營を意味するものではない。「一般農業經營」中には無畜農業經營とともに有畜農業經營も含まれており、

第1表 調査農家戸数、農業従事者数および土地面積等

	調査戸数	家族数	農業従事者数	能力員換数	耕地面積	左のうち			排外地の面積以上	左のうち		
						所有		借入		所有		借入
1—2町階	戸	人	人	人	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩
第一種農家	145	71	43	34	146 02	95 12	50 20	148 08		144 29	3 09	
小経営	191	68	40	31	149 00	74 22	74 08	35 13		32 05	3 08	
	75	65	35	24	156 20	127 08	29 12	110 09		(所有借入不明も大部分所有とみてもよい)		

有畜農業経営の構造

備考 (1) 昭和13年度『有畜』『農家』および『経営』より作成。

(2) 調査農家の地域分布は次の如くである。

『有畜農業経営調査』 中の「1—2町階級」			『農家経済調査』 中の「第一種農家」			『農業経営調査』 中の「小経営」		
東北區	8戸		東北區	26戸		東北區	6戸	
北陸區	12		關東區	31		關東區	12	
東山區	23		北陸區	21		北陸區	6	
東海區	28		東山區	15		東海區	11	
近畿區	21		東海區	19		近畿區	13	
中國區	26		近畿區	23		中國區	10	
四國區	11		中國區	18		四國區	9	
九州區	16		四國區	13		九州區	8	
			九州區	26				
計	145戸		計	191戸		計	75戸	

3. 『農家経済調査』における「第一種農家」とは調査農家所在市町村の農家平均1戸當耕作面積の7割以上を耕作する者をいう。

元來調査農家は原則として當該市町村の農家平均1戸當耕作面積の13割未満の耕作地（田畑）を耕作するものの中より選定されている。従つてわが國の實狀からみてこの「第一種農家」の大部分は耕地面積1—2町階級のものとして取扱つて大過なきものと思われる。本調査の「第一種農家」191戸中耕地面積1—2町から以下或は以上にはみだすもの何戸あるかは本調査報告から検出する事が出来ない。

(4) 『農業経営調査』における「小経営」は耕地面積2町以下の経営をいう。本調査の「小経営」75戸中73戸まで耕地面積1—2町間にあり、残り2戸中1戸は9反9畝歩、1戸は8反歩である。従つて本調査の「小経営」を耕地面積1—2町階級とみなした。

(5) 『有畜農業経営調査』および『農家経済調査』に關する農家平均は、本稿においては特別の斷りなき限り、北海道及び沖縄を除いた所謂『全府縣平均』である。

(6) 以下の引用において昭和13年度有畜農業経営調査報告（農林省）を『有畜』、昭和13年度農家経済調査報告（農林省）を『農家』、および昭和13年度農業経営調査書（帝國農會）を『經營』と略記することとした。

「調査」経営平均において、ある程度の家畜を有する。従つて「有畜農業経営」と「一般農業経営」との比較は、平均的には、相対的に家畜の多い経営と、相対的に家畜の少ない経営との比較であるのである。

これら三者の有畜の程度を各「調査」農家平均一戸富りの農業経営資本中の「動物資本」および「養畜収入」を以て示せば、第2表の如くである。すなわち有畜の程度はいうまでもなく、「一

第2表 調査経営の動物資本
および養畜収入

	動物資本	養畜収入
1—2町階級 第一種農家 小	418 138 312	591 75 367

備考 「有畜」p 32 および p 36
「農家」p 121 および p 131
「経営」p 3 および p 9

「二町階級」に高く、「小経営」がこれにつき、「第一種農家」において最も低い。

註、この際注意を要することは家畜が用畜（生産家畜）であるか役畜であるかということである。假りに動物資本が同額であるとしてもそれが用畜であるか役畜であるかによつて農業経営に與える機能は同じではない。

(二) 考察対象の年度について

考察対象の年度として昭和十三年度を採用せる理由はつぎの二點による。

(1) 農林省が有畜農業経営の實態を闡明ならしめる目的を以て

有畜農業経営の構造

實施せる「有畜農業経営調査」は昭和十三年度、同十四年度および十五年度であつて、この三年度のうちより選はねばならなかつた。

計一、「有畜農業経営調査」は昭和十二年八月より實施せられ、たが、同年度は調査期間七ヶ月であつて利用することか出来な。

註二、昭和十七年に農林省農家經濟調査方法の變更があり、従来の「有畜農業経営調査」農家は、「農家經濟調査」農家の中に可及的に包摂されることとなつた。

(2) 昭和十二年に勃發せる日華事變は既に事變前より、殊に事變後農業経営の要素、組織および成果に重大な影響をおよぼせるもいまだ十三年度においては十四年度および十五年度に比すれば老しくない。例を農林省「農家經濟調査」にとり、調査農家一戸富の世帯員數、農業従業者數、農業用土地面積、農業所得および農業經濟餘利につき、昭和十一年度より同十五年度に至る推移を示せば第3表の如くである。

本表が示す如く、昭和十三年度は前二年度に比し、調査農家一戸富平均よりみて、世帯員數および農業従業者數は稍々減少し、農業用土地面積は多少増大している。農業所得および農業經濟餘利は前二年より漸増しているが翌十四年度以降増した。

以上の諸點よりみて、「有畜農業経営調査」の實施せられたる三年度中より事變の影響の比較的少ないものを選ぶとすれば昭和十三年度となるのである。

第3表 自昭和11年至昭和15年 農家經濟の推移

	世帯 員數	農業従事者 數 (能力換算)	農地 面積 (畝)	農業 所得 (円)	農家 經濟 餘利 (円)
昭和11年度	6 42	2 94	156 09	726	150
昭和12年度	6 45	2 91	157 20	831	241
昭和13年度	6 43	2 80	163 25	895	254
昭和14年度	6 51	2 85	160 06	1,402	611
昭和15年度	6 37	2 76	168 23	1,469	566

三、農業労働力の構成

我國に於ける農業經營は家族労働力を基調とする勞作的經營たるを普通とする。従つて家族労働力は農業労働力の構成上極めて重要な位置を有するものである。

家族員數は「一二町階級」において、七一人、「第一種農家」において六・八人、及び「小經營」において六・五人であつて、いずれも「農家經濟調査報告」(農林省、昭和十三年農)の調

- 備考 (1) 昭和11-15年度「農家」より作成。
 (2) 自竹農、目小竹農、小竹農三者の「全府縣平均」である。
 (3) 調査農家は原則として繼續せるも改廢があり、年次的に必ずしも同一のものとは限らない。

第4表 農業労働力の構成

	家族員			農業従事者			年雇	
	男	女	計	實員數	能力換算員數		男	女
1-2町階級	3 5	3 6	7 1	4 3	3 4		—	—
第一種農家	3 4	3 4	6 8	4 0	3 1		—	—
小經營	—	—	6 5	3 5	—		—	—

備考、「有畜」p 9,「農家」p 113,「經營」p 3 による。

査農家總平均六・四人より多い。さらに全國平均農業一世帯當人口五・七一人(昭和五年度第二回國勢調査)に比すれば遙かに多い。

農業従事者實員數はそれぞれ四三人、四〇人および三・五人であつて、三者とも年雇は有しない。家族員數並びに農業従事者數ともに有畜農業經營たる「一二町階級」に多い。農業従事者(實員數)一人當耕地面積は「一二町階級」において三三畝二九步、「第一種農家」において三七畝〇八步、及び「小經營」において四四畝二三步であつて「一二町階級」において最も小さい。また反當り農業従事者數(實員數)をみると「一二町階級」は〇・三〇七人、「第一種農家」は〇・二六九人および「小經營」は〇・二三四人であつて、「一二町階級」において最も多い。さらに農業従事者(能力換算)年一人當労働日數は「一二町階級」において二二五七日、「第一種農家」において一七三・一日であつて、前

者は後者よりも四二・六日多い。このことは、『有畜農業経営』は「一般農業経営」に比して労働の吸収力の入なることを示すものと略言し得る。例えば、後にみる如く『有畜農業経営』に於いては「一般農業経営」に比し耕地の地目別構成において、水田割合が少く、畑地及び園地の割合の多いこと、飼養家畜の構成において中小家畜の割合の多いことなど、労働の吸収力の入なることに関連を有するのである。三者の農業労働力の構成は第4表の如くである。

第5表 経営面積階級別農業労働力の構成

		家族員			農業従事者			年雇	
		男 女 計			員数	能力換算	員数	男 女	
		人	人	人				人	人
経営面積階級別	平均	3.6	3.7	7.3	4.4	3.6	0.1	—	—
	1町以下	3.4	3.0	6.4	3.9	3.2	—	—	—
	1—2町	3.5	3.6	7.1	4.3	3.4	—	—	—
	2—3町	3.9	3.9	7.8	4.5	3.7	0.2	—	—
	3—4町	4.7	3.7	8.4	5.1	4.3	—	0.1	—
自作農別	4町以上	4.1	4.2	8.3	6.4	5.1	—	—	—
	自作農	3.5	3.7	7.2	4.4	3.5	0.1	—	—
	自小作農	3.5	3.7	7.2	4.5	3.6	0.1	—	—
自小作農別	自小作農	4.0	4.1	8.1	4.6	3.6	—	—	—

備考『有畜』p. 9, p. 113による。

さらに昭和十三年度『有畜農業経営調査』における調査経営の農業労働力の構成を、経営面積階級および自小作農別に表示すれば第5表の如くである。

註、有畜農業経営を經營面積階級別、自小作農別および經營形態別に考察する場合、特別の断りなき限り、昭和十三年度『有畜農業経営調査』における調査經營を對象とする。

四、農業經營地の構成

農業經營地とは農業に使用せられる一切の土地であつて所有、借入を含む。農業經營地は耕地と耕地以外の土地に分れる。前者は田、畑であり、後者は林地、牧野、宅地である。

耕地の地目別構成は、耕地の利用用途を規定するが故に、經營における土地利用および生産の入體を推察せしめるものとして極めて重要である。

耕地の地目別構成は「一—二町階級」において、水田九六畝一八歩（六六・二％）、普通畑二四畝二六歩（一七・七％）、園地二四畝一八歩（一六・八％）、耕地計一四六畝〇二歩、「第一種農家」に於いては、水田一〇六畝二二歩（七二・六％）、畑（普通畑と園地の分類なし）四二畝〇八歩（二八・四％）、「小經營」においては、水田一〇八畝〇五歩（六九・三％）、普通畑一九畝〇七歩（一二・三％）、園地二八畝〇二歩（一八・八％）である（第6表）。『有畜農業經營』の耕地の地目別構成と「一般農業經營」のそれとを比較すると、水田は前者において少なく、六六・二％であり、後者な

第6表

式

農業經營地の構成

割

合

水田 普通畑地 村園地 計	1—2町階級			第一種農家			小規模・零			1—2町階級			第一種農家			小規模・零				
	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計		
水田	59 00	37 18	96 18	48 11	58 11	106 22	86 02	22 03	108 05	40 5	25 7	66 2	32 4	39 1	71 6	55 1	14 1	69 3		
普通畑地	18 06	6 20	24 26	26 11	15 27	42 08	16 03	3 04	19 07	12 4	4 6	17 0	17 7	10 6	28 4	10 3	2 0	12 3		
村園地	18 06	6 12	24 18				24 27	3 05	28 02	12 4	4 4	16 8				15 9	2 0	18 0		
計	95 12	50 20	146 02	74 22	74 08	149 00	127 03	29 03	156 06	65 3	34 7	100 0	50 1	49 7	100 0	81 3	18 6	100 0		
林牧地	136 18	2 18	139 06	24 11	1 17	25 28	所有借入の分限なし			94 08	92 2	1 9	94 1	68 7	4 3	73 0	所有借入の分限なし			85 6
野	4 23	0 15	5 08	4 13	1 12	5 25				3 2	0 3	3 5	12 4	3 8	16 3					
池	0 05	—	0 05	—	—	—				—	—	—	—	—	—					
雑	3 13	0 06	3 19	3 11	0 09	3 20				5 02	2 3	0 1	2 4	9 4	0 8	10 2			4 3	
他	—	—	—	—	—	—				10 02	—	—	—	—	—	—			9 1	
計	144 29	3 09	148 08	32 05	3 08	35 13				110 03	97 8	2 2	100 0	90 8	8 7	100 0			100 0	

備考 『有畜』P 30—32, 『農家』P 117, 『経営』P 2 による。

かんすく「第一種農家」において多く七・六%である。畑は畜、一三九畝〇六歩(九四・一%)、牧野五畝〇八歩(三・五%)、「第一種農家」において三五畝一三歩、うち山林二五畝二八歩(七三・〇%)、其の他原野五畝二五歩(一六・三%)、「小経営」において、一〇畝〇三歩、うち林地九畝〇八歩(八五・六%)、其他一〇畝〇二歩(九・一%)であつて、「一—二町階級」は耕地以外の土地に關し「第一種農家」の四倍餘りを有する。これにより耕地以外の土地については、事情が非常に異なる。耕地以外の土地面積は「一—二町階級」において一四八畝〇八歩、うち林地

構成第16表参照)

耕地以外の土地については、事情が非常に異なる。耕地以外の土地面積は「一—二町階級」において一四八畝〇八歩、うち林地

第7表 經營面積階級別農業經營地の構成

		平均	1町以下階級	1—2町階級	2—3町階級	3—4町階級	4町以上階級
耕 地	水田	畝 歩 121 28	畝 歩 54 14	畝 歩 96 18	畝 歩 168 28	畝 歩 254 18	畝 歩 342 06
	普通畑	30 20	13 17	24 26	36 06	64 27	125 04
	閑地	23 09	18 17	24 18	34 00	10 11	3 10
	計	175 27	86 18	146 02	239 04	329 26	470 20
耕地以外の土地	林地	191 00	108 05	139 04	119 13	168 02	264 18
	牧野	6 09	13 05	5 08	4 27	2 23	2 15
	池沼	0 05	0 04	0 05	—	0 27	—
	宅地	3 29	2 18	3 19	5 02	4 17	6 17
	計	151 13	124 04	148 08	129 12	176 09	274 24

備考 「有畜」p 31—32による。

積を多く有すること、なかんづく林地の大なることを知り得る。
このことは放牧場の少ない我國の有畜農業經營が、家畜飼養上林地と關連の入なることを示すものである。わが國の「有畜農業經營」と「一般農業經營」とがその耕地地目別構成上における差が

大きくなく、耕地以外の土地構成において異なることは、從來わが國の家畜飼養が耕種（この場合飼料作物栽培など）との關連少なく、輸入濃厚飼料と耕種の副産物たる藁稈類及び山野草等の粗飼料に依存していたためである。

つぎに有畜農業經營の農業經營地の構成を經營面積階級別にみる。耕地の地目別構成は第7表にみる如く、經營面積の大なる階級ほど耕作地が水田と普通畑に偏倚している。これに對し經營面積の小なる階級ほど閑地が相對的に多くなり、耕地が各地目に分散していることが認められる。

耕地以外の地目別構成は、牧野を除いては耕地面積の増大に對應し増加している。しかし牧野のみは、これと逆の關係を示し、耕地面積の小なる階級ほどその面積が大である。即ち「1町以下階級」において「四畝〇五歩」、「1—2町階級」において「五畝〇八歩」、「2—3町階級」において「四畝二七歩」、「3—4町階級」において「二畝二三歩」、「四町以上階級」において「二畝一五歩」である。

このことは耕地面積の小なる經營の飼養家畜なかんづく大家畜の飼養上における牧野の重要さを物語するものである。わが國の牧野の利用に關する實態調査は從來不完全であつて、農業經營規模別牧野利用に關する資料を缺くが、本調査においてその一斑を窺ふことが出来る。（昭和十二年「公私有牧野統計表」農林省、参照）さらにこれを自作農別にみると第8表の如くである。耕地に、ついては自作農一八五畝二八歩、自作農一六五畝〇九歩及び小

作農一七〇畝二七歩であつて、自小作農間に面積の差は多くない。其の自作割合は自作農九五・七％、自小作農五二・八％、小作農二一・六％である。また水田割合は自作農六五・七％、自小作農七〇・二％、小作農八〇・〇％であつて、自小作農、小作農となるに従つて耕地が水田により集中する傾きを示している。普通畑と園

第8表 自小作農別農業經營地の構成

		自作農	自小作農	小作農
耕地	水田	122 04	116 02	136 18
	普通畑	34 04	28 16	23 05
	園地	29 20	20 21	11 04
	計	185 28	165 09	170 27
	自小作地	177 24	87 07	20 01
非耕地	小作地	8 04	78 04	150 26
	林地	255 16	58 02	37 10
	牧地	6 23	4 10	2 17
	沼地	0 09	0 01	0 01
	計	9 01	6 13	7 29
計		271 19	68 15	47 27

備考 「有畜」p 124 による。調査農家戸数は次の如くである。
 自作農 114戸
 自小作農 86戸
 小作農 26戸

地とはともに自作農に多い。これらのことは、小作農飼養の家畜構成において、大家畜なかならず役畜の多いことも関連を有する（第11表参照）。耕地以外の土地については自作農二七・一畝一九歩、自小作農六八畝一五歩、小作農四七畝二七歩であつて、耕地と異つて、このものにおいては自作農は自小作農及び小作農に比

して著るしく大である。その因をなすものは全く林地である。最後にこれを經營形態別にみると第9表の如くである。耕地の面積の大なるものから順位をとると、第一位「養鶏を主とする經營」一八七畝一歩、第二位「和牛を主とする經營」一八〇畝〇

第9表 經營型別農業經營地の構成

		和牛を主とする經營	乳牛を主とする經營	養豚を主とする經營	養鶏を主とする經營
耕地	水田	121 19	93 01	90 15	131 23
	普通畑	39 22	32 22	18 06	26 21
	園地	18 24	20 04	46 02	28 27
	計	180 05	146 04	154 25	187 11
非耕地	林地	200 03	57 03	96 02	242 20
	牧地	13 12	6 27	0 03	4 20
	沼地	0 01	0 01	—	0 15
	計	3 28	3 01	4 05	5 13
計		217 24	67 02	100 10	253 08

備考 1 「有畜」p 201—2 による。
 2 調査農家戸数は次の如くである。
 和牛を主とする經營 30戸
 乳牛 20戸
 養豚 17戸
 養鶏 47戸
 3 ここに主とする經營とは有畜農業經營の意味である。以下同様。

五歩、第三位「養豚を主とする經營」一五四畝二五歩、第四位「乳牛を主とする經營」一四六畝〇四歩であつて、最上位と最下位とは四反歩餘の開きがある。耕地のうち、水田は「養鶏を主と

する經營」と「和牛を主とする經營」に多く、前者において七〇・三％、後者において六七・五％である。普通畑は「乳牛を主とする經營」と「和牛を主とする經營」に多く、前者において二二・四％、後者において二二・一％である。園地は「養豚を主とする經營」に多く二九・八％である。

耕地以外の土地の面積による順位は耕地による場合の順位と全く同様なるも、各順位間における差は大きく、最上位たる「養鶏を主とする經營」二五・三畝〇八歩、最下位たる「乳牛を主とする經營」六七畝〇二歩、その間の開きは八六畝〇六歩の多きに達している。林地は「養鶏を主とする經營」と「和牛を主とする經營」に特に著しく多い。牧野は「和牛を主とする經營」と「乳牛を主とする經營」に多い。牧野か和牛および乳牛を主とする經營に多いことは頷けるが、林地か養鶏を主とする經營に何故多いか不明であるが、おそらく養畜とは關係がないのであらう。

要するに、「和牛を主とする經營」は耕地、耕地以外の土地ともに大であつて、地目別には水田、普通畑、林地および牧野が多い。「乳牛を主とする經營」は耕地、耕地以外の土地ともに小であつて、地目別には水田及び林地が少くない。

「養豚を主とする經營」は耕地、耕地以外の土地ともに小であつて、乳牛を主とする經營に似ているか園地が比較的によく、普通畑と牧野が少くない。

「養鶏を主とする經營」は耕地、耕地以外の土地ともに最も大であつて、「和牛を主とする經營」に似ている。

五、飼養家畜の構成

飼養家畜の構成は『有畜農業經營調査報告』においては昭和十三年度及び同十四年度に報告されている、ただ同十五年度に報告されているのみである。従つて、調査年度を異にし、且つ調査客體も必ずしも同じうしないかやむなくこれを使用する。また『農業經濟調査報告』には從來これについて全然報告されていないので比較し得ない。『農業經營調査書』には累年簡單ではあるが報告されているのでこれを利用する。

飼養家畜の構成を表示すれば第10表の如くである。昭和十五年「一―二町階級」においては大家畜一・五頭（系畜單位一・五以下括弧内は家畜單位とす）、中家畜一・五頭（〇・三）、小家畜五三・一頭羽（〇・五四六）、家畜單位計二・三四六である。昭和十五年度「小經營」においては大家畜一・三頭（一・三）、中家畜〇・七頭（〇・一四）、小家畜二五・六羽（〇・二五六）、家畜單位計一・六九六である。昭和十三年度「小經營」においては大家畜一・五頭（一・五）、中家畜〇・五頭（〇・一）、小家畜三八・一羽（〇・三八一）、家畜單位計一・九八である。

註、各家畜一頭羽の『家畜單位』は次表（次頁下段）に據る。

第10表

飼養家畜の構成

		頭 数			家畜単位換算		
		昭和 15年	昭 和 13 年	昭 和 11 年	昭和 15年	昭 和 13 年	昭 和 11 年
大家畜	牛	12	10	10	12	10	10
	馬	01	01	03	01	01	03
	計	01	03	02	01	03	02
	計	15	13	15	15	13	15
中家畜	豚	05	07	05	01	014	01
	鶏	04	—	—	008	—	—
	計	06	—	—	012	—	—
	計	15	07	05	03	014	01
小家畜	鶏	512	256	381	0512	0256	0381
	計	02	—	—	—	—	—
	計	17	—	—	0034	—	—
	計	531	256	381	0546	0256	0381
家畜単位計	役畜	—	—	—	2346	1696	1981
	計	—	—	—	1400	1200	1200
	計	—	—	—	0946	0496	0781
	計	—	—	—	—	—	—

〔備考〕

1 昭和15年度「有畜」p.33に

家畜単位換算は筆者作成。

2 家畜単位計算において小數點以下1位で切つ

てあるものに、小數點以下2位

又は3位のものを加えることは

意味なきことであるが、小數點

以下1位で切つてあるものを更

に下級単位まで計算し直す原資

料なきため止むを得ず表の如き

計算を敢えてした。

有畜農業経営の構造

一七〇

これらの家畜構成につき、「一・二町階級」と「小經營」とを比較すると、大家畜については兩者間に差が少ない。兩者とも和鮮牛が斷然多く、馬は極く少ない。しかし馬はこれを相對的にみると、「小經營」に多い。中家畜および小家畜については大家畜の場合と異なり「一・二町階級」は「小經營」の二倍を有する。家畜を役畜及び用畜に分け、これを家畜単位換算において考察すると、「一・二町階級」は、役畜一・四、用畜〇・九五、昭和十五年度「小經營」は役畜一・二、用畜〇・五、昭和十三年度「小經營」は役畜一・二、用畜〇・七八であつて、「一・二町階級」は「小經營」に比して兩者とも多いが、なかなしく用畜が多い。

さて有畜の程度に關し「一・二町階級」は「小經營」との差が少なく「第一種農家」との開きの大きなることは前述（一六三頁）

家畜別	1家畜単位	家畜単位
乳用牛	1頭	1
役肉用牛	1	1
馬	1	1
豚	5	0.2
鶏	10	0.1
山羊	10	0.1
兔	50	0.02
鷄	100頭	0.01
鴨	100	0.01

備考 家畜単位は農林省畜産局畜産會議會、「畜産振興政策要綱」資料第二、p.1、昭和22年による。

第11表

經營面積階級別飼養家畜の構成
自小作農別

有畜農業經營の構造

		平均	1町以下階級	1町2階級	2町3階級	3町4階級	4町以上階級	自作農	自作小農	小作農
大家畜	和牛	12	10	12	12	13	10	13	11	14
	乳牛	01	—	01	—	02	—	01	02	02
	馬	02	06	01	03	—	—	02	01	03
	計	02	—	01	03	06	20	02	03	02
中家畜	豚	17	16	15	18	21	30	18	17	21
	山羊	05	06	05	03	12	07	05	04	06
	其他	04	01	04	06	04	03	04	05	04
	計	03	01	06	01	—	—	03	02	05
小家畜	鶏	12	04	15	10	16	10	12	11	15
	家	50	25	51	59	21	130	52	56	29
	家	01	—	02	—	—	—	01	02	—
	家	16	17	17	14	05	13	15	18	07
計		51	26	52	61	22	131	53	58	30
家畜單位換算	大家畜	17	16	15	18	21	30	18	17	21
	中家畜	017	006	020	013	028	017	017	010	021
	小家畜	0533	0284	0548	0628	0230	1326	0551	0598	0296
	計	2403	1944	2248	2558	2610	4496	2521	2398	2606
家畜單位計	役畜	1500	1000	1400	1500	1900	3000	1600	1600	1800
	用畜	0903	0944	0848	1058	071	1496	0921	0798	0806
【備考】 (1) 昭和15年度「有畜」p 33, 家畜單位は筆者作成。 (2) 調査農家戸数は次の如くである。 1町以下29戸、1—2町29戸、2—3町51戸、3—4町7戸、4町以上3戸、總數240戸。								(1) 昭和15年度「有畜」p 34—5, 家畜單位換算筆者作成。 (2) 調査農家戸數 自作農 130戸 自小作農 77戸 小作農 33戸 總數 240戸		

したところであるか、若し「第一種農家」の飼養家畜の構成の資料が得られたならば、「有畜農業經營」における家畜構成と「一般農業經營」におけるそれとの對照がより明確にされるであろう。

昭和十五年「有畜農業經營調査」における調査經營の飼養家畜の構成を經營面積階級別に表示すれば第11表の如くである。即ち家畜單位換算において「1町以下階級」一・九、「1—2町階級」二・二、「2—3町階級」二・六、「3—4町階級」二・六、「4町以上階級」四・五であつて、經營面積の増大に従い漸増している。大中小家畜別にみると、大家畜は經營面積の大となるに従い規則的に漸増

しているが中小家畜は不規則的に増加している。役畜用畜別にみると、役畜は経営面積の大人なるに従い規則的に漸増しているが、用畜は不規則である。これを家畜別に考察すると経営面積の大人なるに従い漸増するもの、漸減するもの及び経営面積の中心において大人なるものとが認められる。

経営面積の大人なるに従い漸増の傾向のあるもの

和牛、鮮牛、馬、豚、鶏

経営面積の大人なるに従い漸減の傾向のあるもの

乳牛、家兎

経営面積の中心において大人なるもの

種羊、山羊

つきにこれを自作小作農別にみると、家畜単位換算にて自作農二・五、自作小作農二・四および小作農二・六であつて、その差は僅かであるが小作農に多い。大中小家畜別にみると大家畜と中家畜は小作農に多く、小家畜は自作農及び自作小作農に多い。役畜、用畜別にみると役畜は小作農に多く、用畜は自作農に多い（第12表）。このことは耕地の地目構成と関連して理解されうところである。

最後にこれを経営形態別にみる（第12表）。これらの経営は飼畜を相當に採入れたもので、随つてそれから上る粗収益も相當に多い調査農家のうちから、選び出されたものである。主となる家畜の頭数数は「和牛を主とする経営」において和牛二・〇頭、「乳牛を主とする経営」において乳牛二・一頭、「豚豚を主とする経営」

第12表 經營形態別飼養家畜の構成

		牛を主とする 乳牛を主とする 農業経営	牛を主とする 乳牛を主とする 農業経営	豚を主とする 鶏を主とする 農業経営	鶏を主とする 豚を主とする 農業経営
大家畜	和牛	20頭	0.4頭	0.8頭	1.0頭
	鮮牛	0.3	0.2	—	0.1
	馬	0.1	2.1	—	0
	計	0	0	—	0.1
中家畜	豚	2.4	2.7	0.8	1.3
	羊	0.4	0.3	2.8	0.4
	山羊	0.4	0.2	0.5	0.2
	其他	0.5	—	0.6	0.6
小家畜	計	1.3	0.5	3.9	1.1
	家畜	21.7頭	14.1頭	11.7頭	242.2頭
	家畜	0.8	—	—	—
	計	1.7頭	—	2.8頭	2.0頭
家畜単位換算	大家畜	24.2頭	14.1頭	14.5頭	244.2頭
	中家畜	2.4	2.7	0.8	1.3
	小家畜	0.17	0.08	0.67	0.16
	計	0.259	0.141	0.145	2.442
家畜単位換算	役畜	0.829	2.921	1.615	3.902
	計	0.529	2.321	0.815	2.702
家畜単位換算	役畜	2.3	0.6	0.8	1.2
	計	—	—	—	—

備考

- (1) 昭和15年「有畜」p 228—9, 家畜單位は筆者作成。
- (2) 調査農家戸数
和牛を主とする有畜農業経営 30戸
豚を主とする有畜農業経営 8戸
乳牛を主とする有畜農業経営 10戸
鶏を主とする有畜農業経営 30戸
- (3) 和牛には使役の外、肥育、育成、生産のものが含まれている。

營」において豚二八頭および「養鶏を主とする經營」において家鶏二四二二羽である。家畜單位換算計からみると養鶏を主とするものにおいて最も多く三九〇二であつて、養豚を主とするものにおいて最も少なく一・六一五である。飼畜を相當に採り入れた經營の畜産の程度が右の如くであつて、いわゆるわが國の畜農業經營の有畜の程度は、まさにかようなものである。

(後述の農業經營資本中の「動物資本」のおよび農業粗收益中の「發畜收入」の割合を参照のこと。)

六、農業經營資本の構成

ここに言う農業經營資本とは、經營に用いられる自己所有の土地、建物、機具、動物、植物、現物等の價值額をいう。借入せる土地や建物等は評價たる貨料を支拂つてその用役を購入するものであるから、農業經營資本を構成するものではない。現金その他の形で準備せられる流動資本は便宜上これは含まれていない。

註、農家の「現金および準現金」のうちにも農業經營資本に含まべき部分があるわけであるが、これらのうち幾何が農業經營資本なりやを決定することが困難なるを以て便宜上これは含まれていない。

農業經營資本の構成を表示すれば第13表の如くである。農業經營資本は「一—二町階級」において九、二二三圓、借入二、三七五圓、これを合せて一一、六〇一圓、「第一種農家」において經營資本五、二二〇圓、借入三、〇〇三圓、これを合せて八、二二三圓、

有奇農業經營の構造

第13表 農業經營資本の構成

		質 数				割 合			
		1—2町階級	第一種農家	小經營		1—2町階級	第一種農家	小經營	
所有	土地	5,841	3,549	8,934		63.5	69.3	76.6	
	建物	991	536	1,496		10.7	10.5	12.8	
	機具	218	199	285		2.4	3.9	2.5	
	植物	418	138	312		4.5	2.7	2.7	
	動物	1,149	222	512		12.4	4.3	4.3	
	現物	595	477	124		6.4	9.3	1.1	
計		9,222	5,120	11,663		100.0	100.0	100.0	
借入	固定資本	8,342	(4,499)	(11,296)		90.5	(87.9)	(96.7)	
	流動資本	880	(621)	(367)		9.5	(12.1)	(3.3)	
借入	土地	2,375	2,987			99.8	99.5	—	
	其他	4	16			0.2	0.5	—	
	計	2,379	3,003	1,564		100.0	100.0	—	
所有借入	所有	9,222	5,120	10,099		79.5	63.0	86.6	
	借入	2,379	3,003	1,564		20.5	37.0	13.4	
	計	11,601	8,123	11,663		100.0	100.0	100.0	
現金及準現金		1,674	874	2,100					

備考

- (1)、「有奇」p 32—3「農家」p 119 および「經營」p 3より作成。
- (2) 樹具、動物及び植物は、固定資本と動物資本と小植物とを區別しては、止むを得ず、「1—2町階級」における大機具と小機具、大動物と小動物、大植物と小植物との第一種農家と「小經營」の區別がされていらないので、上掲の表に於いては、大機具、大動物、大植物と小機具、小動物、小植物とをそれぞれに推定した。

および「小經營」において經營資本一〇、〇九四圓、借入一、五六四圓、これを合して一、六六三圓であつて、經營資本は「第一種農家」において最も少い。これは「第二種農家」において耕地面積が少なく且つ自作地割合が低いこと及び耕地以外土地面積の少ないことが主なる原因である。

農業經營資本中最大の割合を占めるものはいうまでもなく土地資本であつて、「一町階級」において六三・五%、「第一種農家」において六九・三%、および「小經營」において七六・六%である。すなわち、有畜農業經營たる「一町階級」においては「一般農業經營」よりも土地資本割合が低い。

動物資本は、「一町階級」は他の二者に比して勿論多く、四・五%である。これに對し「第一種農家」、「小經營」はともに僅か二・七%にすぎない。これを以てしても、わが國の農業が「有畜農業經營」においても「一般農業經營」においても、畜畜部門の地位が如何に低いか窺われる。

農業經營資本を固定資本と流動資本に分けると、「一町階級」において固定資本九〇・五%、流動資本九・五%、「第一種農家」において固定資本八七・九%（推定）、流動資本一二・一%（推定）、「小經營」において固定資本九六・七%（推定）、流動資本三・三%（推定）であつて、いずれにおいても固定資本が高い比率を占めている。この固定資本の大部分は土地及び建物からなる。

農業經營資本には計上されていないが、流動資本たる現金及準現金は「一町階級」において一、六七三圓、「第一種農家」にお

いて八七四圓、「小經營」において二、一〇〇圓である。

註、「有畜農業經營調査報告」に従ひ農業經營資本を固定資本、流動資本、および流動資本に分けた。

農業經營資本の構成を經營面積階級別に表示すれば第14表の如くである。各資本とも耕地面積の増大するに従ひ増加しているが、その増加程度は各資本によつて多少異なるも、一般的には耕地面積二町を境として急増している。従つて「一町以下階級」と「一町以上階級」の資本構成が近似し、「一町以下階級」「一町以上階級」および「四町以上階級」の資本構成が近似している。耕地面積の増大するに従ひ、増加程度の大なるものと小なるものとに分ければ次の如くである。

増加程度の大なるもの

土地、農具、現物の各資本

増加程度の小なるもの

建物、動物、植物の各資本

動物資本に關して言ふならば大動物資本も同様に耕地面積二町を境にして急に増加している。小動物資本は「一町以下階級」において特に少なく、他の階級は大體同様である。

固定資本に關しては「一町以下階級」において割合が最も高く、九三・五%であり、耕地面積の増大に従ひ規則的に低下し、「四町以上階級」において八七・四%となる。「四町以上階級」において固定資本の割合の他に比して低いのは、借入土地が多いため、所有土地資本の少ないことか主なる原因である。

第14表 經營面積階級別農業經營資本の構成

		平 均	1町以下階級	1—2町階級	2—3町階級	3—4町階級	4町以上階級
所 有	土 地	7,215	4,779	5,852	11,877	12,551	11,523
	建物	1,101	1,090	991	1,400	1,264	1,425
	動物	241	183	218	355	299	337
	植物	395	392	350	505	525	532
	現 金	67	12	68	72	45	75
	計	1,029	900	1,149	1,022	476	1,519
	固定資本	647	318	595	1,151	1,507	1,870
	流動資本	10,799	7,694	9,222	16,382	16,668	17,271
	借入	975	7,186	8,343	14,855	14,880	15,088
	現金及準現金	(90.4%)	(93.5%)	(90.5%)	(90.7%)	(89.2%)	(87.4%)
所 有	土 地	1,049	508	880	1,527	1,788	2,183
	建物	(9.7%)	(6.6%)	(9.4%)	(9.2%)	(10.8%)	(12.6%)
	動物	2,437	1,474	2,375	2,178	3,901	7,129
	植物	5	13	4	1	—	—
	計	2,442	1,487	2,379	2,179	3,901	7,129
	固定資本	10,799	7,694	9,222	16,382	16,668	17,271
	流動資本	2,442	1,487	2,379	2,179	3,901	7,129
	借入	13,241	9,181	11,601	18,561	20,569	24,400
	現金及準現金	1,766	1,380	1,674	2,263	1,562	2,167
	現金及準現金	(13.2%)	(16.2%)	(14.3%)	(12.4%)	(7.6%)	(9.3%)

備考『有畜』p.13, p.94—5より作成。

農業經營資本の構成を經營形態別に表示すれば第15表の如くである。「乳牛を主とする經營」及び「養豚を主とする經營」において土地資本が他の經營に比して少ないのは、兩經營とも他の經營に比して借入土地の多いことによるものである。動物資本は「乳牛を主とする經營」において最も多く八八七圓であつて、最も少ないのは三六九圓の「養豚を主とする經營」である。その他の資本は經營形態別にみて差が少ない。總して農業資本の構成は

第15表 經營形態別農業經營資本の構成

		和牛を主とする經營	乳牛を主とする經營	養豚を主とする經營	養鶏を主とする經營
所 有	土 地	8,277	5,855	5,195	8,045
	建物	1,152	1,220	765	1,297
	動物	260	203	222	254
	植物	536	779	357	350
	現 金	25	8	12	202
	計	1,260	711	1,032	1,279
	固定資本	807	557	482	912
	流動資本	12,318	9,343	8,065	12,340
	借入	11,239	8,494	7,385	10,986
	現金及準現金	(91.2%)	(90.9%)	(91.6%)	(89.0%)
所 有	土 地	1,079	849	680	1,354
	建物	(8.8%)	(9.1%)	(8.4%)	(11.0%)
	動物	2,197	1,983	2,830	1,791
	植物	4	—	—	3
	計	2,201	1,983	2,830	1,794
	固定資本	12,318	1,343	8,065	12,340
	流動資本	2,202	1,983	2,830	1,794
	借入	14,520	11,326	10,895	14,134
	現金及準現金	(14.5%)	(11.3%)	(10.9%)	(14.1%)
	現金及準現金	(8.8%)	(9.1%)	(8.4%)	(11.0%)

備考『有畜』p.211より作成。

經營形態別には差が少ない

このことは本調査対象の農家がいずれも、いわゆる「畜産業」的農家であつて、「干畜農業」的農家でないためである。

七、農業租收益の構成

農業租收益は、「一二町階級」において、「二、三四〇圓」にして、うち耕種収入一、三〇二圓（五八・二％）、耕種以外収入九三八圓（四一・八％）であり、「第一種農家」においては、一、五九五圓にして、うち耕種収入一、二二二圓（七六・〇％）、耕種以外収入三八四圓（三四・〇％）である。もつとも「小經營」調査においては、農業収入中に「一二町階級」および「第一種農家」の農業租收益中に計上されていないところの糞肥、既肥の如き生産物にして再び農業經營に使用されるもの、いわゆる「中間生産物」が計上されているので、前二者とは内容を異にし比較し得ざるものであるが、参考のためあげれば農業租收益二、八三八圓うち耕種収入一、八五七圓（六五・四％）、耕種以外収入九八一圓（三四・六％）である。（第16表）

経営は、第16表にみる如く収入が各部門に比較的分散しており、収入面より見て多角的農業経営なることを示している。

このことは前に示した「農業経営地の構成」「飼養家畜の構成」等の面からも言えることであつて、いずれも相互に有機的関連を有するのである。

養畜収入は「一―二町階級」において五九一圓（二六・四％）、「第一種農家」において七五圓（四・七％）、「小経営」において五七五圓（二〇・二％）、「中間生産物」を含むのである。

註、「小経営」における粗収益中の販賣額は一、三六七圓にしてうち養畜販賣収入は三七〇圓である。

この養畜収入と動物資本との關係についてみよう。（第17表）

一般に養畜においては資本の回轉率が高い。例えば、成乳牛の飼料費は數日を経ずして牛乳代として回収され、成鶏の飼料費も同様に鶏卵代として回収されるであろう。耕種においては一年一回乃至數回の資本の回轉であるに反し、養畜においてはこれに比し極めて高い資本の回轉を示す可能性が多い。このことは「農業資本」對「農業粗収益」と「動物資本」對「養畜収入」との關係からも窺われる。養畜のうちでは中小家畜ほど必要資本が小額で、且つ資本の回轉が速いである。前に經營面積階級別飼養家畜構成において、比較的小經營面積の階級に中小家畜の多かつたのはこのためであらう。（このほか労働の吸収および分配の點とも勿論關係がある）。第17表の「一―二町階級」が「小経営」におけるよりも動物資本に對し相對的に養畜収入の多いのも、前者における

第17表 動物資本と養畜収入との關係

				一―二町階級	小經營
昭和13年度	動物資本	養畜収入	本入	418	312
			（所有借入計）	591	370
			農業粗収益	11,601	11,663
			農業粗収益	2,240	2,838
昭和15年度	動物資本	養畜収入	本入	550	403
			（所有借入計）	710	453
			農業粗収益	15	13
			農業粗収益	0.946	0.396
昭和15年度	動物資本	養畜収入	本入	13,074	12,698
			（所有借入計）	3,126	4,413
			農業粗収益		
			農業粗収益		

備考 (1) 昭和13年度のものは前掲

昭和15年度『有畜』p 35, 38, 101

昭和15年度『經營』p 3, 9

(2) 『小經營』の養畜収入は販賣収入である。

第18表 經營面積階別農業租收益の構成

		平均	1町以下階級	1—2町階級	2—3町階級	3—4町階級	4町以上階級
農業租收益計		円 2,388	円 1,547	円 2,240	円 2,897	円 3,228	円 3,995
		(割合)					
		%	%	%	%	%	%
耕種	稲	44.0	29.1	38.6	48.9	67.8	67.8
	麥	6.8	8.6	6.6	7.8	7.2	4.3
	及雜穀	6.6	5.6	7.1	5.7	3.4	7.5
	蔬菜	2.2	0.5	2.4	2.6	1.5	0.1
	果樹	2.7	3.9	3.5	1.6	0.4	0.7
	計(耕種)	62.2	48.7	58.1	66.6	80.3	80.3
養蚕山加農雑	養蚕	23.5	30.2	26.4	17.1	13.2	14.2
	山林	7.2	11.4	8.0	6.7	2.3	0.2
	加工	3.6	3.0	4.0	6.3	1.5	3.7
	用材	2.5	6.8	2.7	1.6	1.9	0.7
	產利收入	0.3	0.3	0.2	0.5	0.2	—
	雑收計	0.7	0.5	0.7	1.2	0.6	0.8
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 「有奇」p 36 による。

第19表 自作小作農別農業租收益の構成

		自作	自作小作	小作
農業租收益計		円 2,471	円 2,278	円 2,276
		(割合)		
		%	%	%
耕種	稲	41.3	45.1	49.3
	麥	6.9	6.9	0.6
	及雜穀	5.6	8.3	6.7
	蔬菜	2.0	2.3	0.9
	果樹	2.2	4.0	2.5
	計(耕種)	58.0	66.6	66.0
養蚕山加農雑	養蚕	26.2	20.0	21.5
	山林	8.3	7.3	5.8
	加工	5.1	2.6	1.8
	用材	1.4	2.6	5.0
	產利收入	0.3	0.2	0.4
	雑收計	0.7	0.7	0.5
		100.0	100.0	100.0

備考 「有奇」p 127 による。

有奇農業經營の構造

註、畜産には土地が廣大で、人口稀薄な經濟段階または地域において土地を租收的に、勞働を節約的に利用する手段としてのものと、これと逆に土地が狭く勞働力の多い時および所において土地を節約的に、勞働を集約的に利用する手段としてのものがある。

農業租收益の構成を耕地面積階別にみよう(第18表)。農業租收益のうち經營面積の大となるに従い規則的に漸増しているのは稻作收入であつて、「1町以下階級」二九・一%から「4町以上階級」六七・八%に及んでいる。これと反對に經營面積の大となるに従い、割合において規則的に漸減しているものは養蚕、養蠶および加工の各收入である。換言すれば經營面積の大なるものほど收入が耕種なかつて稻作に集中し、收入の構成割合において、「一般農業經營」に近似しているに對し、經營面積の小なるものほど收入が各部門に分散している。従つて經營面積の小なる經營ほど經營を多面化し、多角的經營組織をとつていゝものである。

農業粗収益の構成を自小作農別にみると第19表の如くである。粗収益計においては自小作農間に差が少ない。稲作収入は小作農に多く養畜、養蠶の両収入は自作農に多い。これを以て、小作農の粗収益の構成は耕地面積の大なる経営のそれに、自作農の粗収

第20表 經營型態別農業粗収益の構成(主要収入)

	和牛と 主を經營	乳牛を 主を經營	豚を 主を經營	鶏を 主を經營
	(円)	(円)	(円)	(円)
稲作	1,088	822	708	11,153
養畜	508	849	373	1,253
養蠶	172	132	406	143
農業粗収益計	2,360	2,556	2,115	3,129
	(%)	(%)	(%)	(%)
	(割)	(割)	(割)	(割)
稲作	46.1	32.2	33.5	36.8
養畜	21.6	33.2	17.6	40.1
養蠶	7.3	5.2	19.2	4.6
農業粗収益計	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 『有畜』p 204 による。

益の構成は、耕地面積の小なる経営のそれに多少似ているということが出来る。従つて自作農ほと収入が各部門に分散的であり、経営組織が多角的であると言いうる。

農業粗収益を構成する主要なる収入および農業粗収益計につい

有畜農業経営の構造

て、經營形態別にみると第20表の如くである。養畜と養蠶との關係については前述したのであるが、本表からも、養畜収入の多い経営は養蠶収入が少なく、養畜収入の少ない経営は養蠶収入が多いということが出来る。すなわち養畜収入と養蠶収入とは交替關係にあるのである。

註、しかし糞沙の飼料利用化は、例えば糞沙を牛、稲、羊、豚等の飼料として給與し、生産を挙げ、糞沙給與の家畜から得られる肥肥を耕地に還元することにより、養畜と養蠶との「交替關係」を「共助關係」に變じしめ、生産をより複雑化、より立體化せしめる。

八、農業經營費の構成

本調査において、農業經營は所有土地、所有資本財および家族労働力の統一的組織體と認識されているので、その當然の歸結として、農業經營に用いられたところの自作地の地代、自己資本の利子および家族労働の賃金は農業經營費に計上されない。

農業經營費の構成のうち主要費目を表示すれば第21表の如くである。農業經營費は「一―二町階級」において九四〇圓にして、「第一種農家」においては六一三圓である。「小經營」においては、農業經營粗収益に既肥、綠肥の如き「中間生産物」が計上されたと同様に農業經營費にも、これが經營費として計上されているので前二者とは内容を異にし比較し得ないのであるが、參考迄にあくれば一、三八六圓である。

第21表

農業經營費の構成（主要費目）

	1—2町階級	第一種農家	小 經 營 (中間生産物を含む)	小 經 營 (現金支出)
第1位	飼 料 (32.4%)	小 作 料 (35.9%)	肥 料 (24.4%)	肥 料 (26.8%)
第2位	小 作 料 (16.4)	肥 料 (27.99)	飼 料 (18.7)	飼 料 (25.9)
第3位	肥 料 (15.2)	飼 料 (6.76)	諸 材 料 (10.4)	租税公課 (12.4)
第4位	租税公課 (16.5)	諸 負 担 (5.84)	桑 葉 (7.0)	家 畜 代 (10.8)
第5位	用 畜 (5.1)	農 具 (4.08)	小 作 料 (6.8)	光熱薬劑 諸 材 料 (7.6)
農業經營 費 合 計	円 940	円 613	円 1,366	円 668

有畜農業經營の構造

備考 (1) 『有畜』p 37, 『農家』p 51 および『經營』p 10 から作成。

(2) 「第一種農家」の飼料費中には桑葉代費の飼料代を含む。

(3) 「小經營」の農業經營費には「中間生産物」が經費として算入されている。

一八〇

主要の費目の全經費に對する割合をあぐれば「1—2町階級」において、飼料三二・四％、小作料一六・四％、肥料一五・二％、租税公課六・五％、用畜五・一％、「第一種農家」において、小作料三五・九〇％、肥料二七・九九％、飼料六・七六％、諸負担五・八四％、農具四・〇八％である。「小經營」においては肥料二四・四％、飼料一八・七％、光熱薬劑其他諸材料一〇・四％、桑葉七・〇％、小作料六・八％である。

經營費目中「有畜農業經營」と「一般農業經營」によつて注目すべき變化のあるのは飼料費と肥料費である。すなわち兩經營において飼料費と肥料費との重要度が轉倒して「交替關係」を示している。これは云うまでもなく飼料が家畜體を経て既肥となり、經營内に残り、既肥による購入肥料費の節約が行われるからである。有畜農業經營においては結局、肥料が飼料の形において購入され、肥料費の節約が結果しているのである。小作料はこれを別とすれば、農業經營費中「有畜農業經營」においては飼料費が第一位を占め、「一般農業經營」においては肥料費が最重要の地位を占め、兩經費を合すると「1—2町經營」においては、全經費の四八・七％となり、「第一種農家」においても三四・八％となつてゐる。計算方法を多少異にする「小經營」においても事情は同様であつて肥料費が第一位、飼料費が第二位であつて、兩者合して四三・一％である。今次の農地改革により、農業經營費中の小作料の重要度は著しく低められ、おそらく、飼料、肥料の兩經費が全經費の半を越えることとなるであらう。それだけ農業經營費節

第22表

經營面積階級別農業經營費の構成（主要費目）

	1町以下 階 級	1—2町 階 級	2—3町 階 級	3—4町 階 級	4町以上 階 級
第1位	飼 料 32.5%	飼 料 32.4%	飼 料 21.9%	肥 料 28.1%	小 作 料 27.9%
第2位	小 作 料 15.2%	小 作 料 16.4%	肥 料 2.1%	小 作 料 22.1%	肥 料 26.9%
第3位	肥 料 13.6%	肥 料 15.2%	小 作 料 12.7%	飼 料 18.7%	用 畜 11.8%
第4位	租税公課 7.3%	租税公課 6.5%	租税公課 10.0%	租税公課 7.9%	飼 料 10.0%
第5位	加工原料 5.1%	用 畜 5.1%	雇傭勞銀 9.7%	機 具 4.6%	租税公課 7.6%
農業經營費計	円 581	円 940	円 1,126	円 1,113	円 1,655

備考 『有畜』p 37—8 から作成。

約の努力に際してこの兩經營費はより多く注目せられることになるのである。

註、計算を簡單にするために、假りに小作料全額を農業經營費から控除し、飼料費および肥料費の小作料を控除せる農業經營費に對する割合を算出すれば次の如くである。

	飼料費	肥料費	計
第一種農家	六五%	八四%	五九%
小 經 營	二〇・五%	三六%	四六・九%

農業經營費を經營面積階級別にみると「1町以下階級」五八・一圓、「1—2町階級」九四・〇圓、「2—3町階級」一一・二六圓、「3—4町階級」一一・二三圓、および「4町以上階級」一・六五圓であつて、もちろん經營面積の大なる階級に多い。經營面積の増大するに従い主要經營費目のうち構成割合の増加するものは、例えば小作料及び肥料費、減少するものは、例えば飼料費、變化少なきものは例えば租税公課などである（第22表）

農業經營費を自小作農別および經營形態別に、費目の重要度に従い表示すれば、第23表の如くである。「和牛を主とする經營」および、「養豚を主とする經營」において飼料費の割合の少ないのはそれらの家畜の飼料の性質上、經營内において目給され得るものの多いためであり、「乳牛を主とする經營」および「養鶏を主とする經營」において飼料費の割合の多いのはそれらの飼料が

第23表

自小作農別農業經營費の構成（主要費目）

	自作農	自小作農	小作農
第1位	飼料 36.5%	小作料 25.7%	小作料 42.6%
第2位	肥料 16.2	飼料 23.9	飼料 21.8
第3位	租税公課 10.6	肥料 20.0	肥料 12.2
第4位	雇傭勞銀 7.4	租税公課 5.5	加工原料 4.1
第5位	用畜 6.8	機具 4.3	機具 3.1
農業經營費計	円 924	円 964	円 1,219

從來濃厚飼料の購入に依存していたためである。

有畜農業經營の構造

備考 『有畜』p 128 から作成。

第24表

經營形態別農業經營費の構成（主要費目）

	和牛を主とする經營	乳牛を主とする經營	養豚を主とする經營	養鶏を主とする經營
第1位	飼料 22.2%	飼料 39.7%	肥料 20.6%	飼料 50.9%
第2位	肥料 18.9	肥料 14.7	飼料 17.8	肥料 10.3
第3位	小作料 16.4	小作料 14.0	小作料 16.8	小作料 8.2
第4位	租税公課 10.1	租税公課 6.1	雇傭勞銀 7.4	用畜 7.0
第5位	用畜 6.4	用畜 5.1	租税公課 6.4	租税公課 6.0
農業經營費合計	円 802	円 1,039	円 863	円 1,478

備考 『有畜』p 205 から作成。

九、家族農業労働報酬の分析

農業純収益から農業経営費を差引くと農業純収益が算出せられる。この農業純収益は農業に働いた家族農業労働力および農業に用いた所有資本（所有土地および所有資本財）に対する総合報酬である。従つて、農業純収益から所有農業資本の利子見積額を控除することによつて家族農業労働報酬が算出せられる。この家族農業労働報酬を家族農業労働日数で除すれば家族農業労働一日當報酬が算出される。

註、農業純収益は次の如くである。「一―二町階級」一、二九九

圓、「第一種農家」九八二圓、「小經營」一、四五一圓。

家族農業労働報酬は「一―二町階級」において九二九圓、「第一種農家」において八一八圓および「小經營」において一、〇四七圓である。すなわち「小經營」において最大であつて「一―二町階級」これに次ぎ、第一種農家において最小である。家族農業労働一日當報酬は「一―二町階級」において一圓二七錢、「第一種農家」において一圓四五錢および「小經營」において一圓三八錢である。すなわち家族農業労働報酬の最小であるところの「第一種農家」において最大であつて、家族労働報酬の最大であるところの「小經營」これに次ぎ、「一―二町階級」において最小である。

これを經營面積階級別にみると（第26表）、經營面積の増大するに従ひ、家族労働報酬並びに一日當報酬ともに規則的に漸増し

第25表

農業労働報酬

	農業純収益	農業経営費	農業資本見	家族農業労働報酬	家族農業労働日数	家族農業労働一日當報酬
一―二町階級	円 2,239	円 940	円 368	円 929	日 773.3	円 1.27
第一種農家	1,595	614	204	818	536.7	1.45
小經營	2,637	1,386	404	1,047	759.8	1.38

備考 (1) 農業資本利子には年利分を見積る。以下同様。
(2) 「有畜」「農家」および「經營」による。

ている。すなわち「一町以下階級」において最小であつて六五七圓並びに一圓八錢であり、「四町以上階級」において最大であつて一、六四八圓並びに一圓六二錢である。

經營形態別にみると（第26表）「乳牛を主とする經營」において家族労働報酬並びに一日當報酬は一、一四二圓並びに一圓五二錢であつて、ともに最大である。「養豚を主とする經營」においてはそれぞれ九二九圓並びに一圓二五錢であつてともに最小であり、「養鶏を主とする經營」および「和牛を主とする經營」が其の中間に位す

第26表

經營面積階級別
經營型態別 農業勞働報酬

經營面積階級別	經營型態別	農業 粗收益	農業 經營費	農業資本 利子見積額	家族農業 勞働純益	家族農業 勞働日數	家族農業 勞働一日 當報酬
		円	円	円	円	日	円
經營面積階級別	平均	2,388	968	431	988	759.6	1.30
	1町以下級	1,546	581	307	657	606.8	1.08
	1—2町階級	2,239	940	368	929	733.3	1.27
	2—3町階級	2,896	1,126	655	1,114	824.2	1.35
	3—4町階級	3,228	1,113	666	1,447	981.5	1.48
經營型態別	4町以上級	3,994	1,655	690	1,648	1,016.6	1.62
	和牛を主とする經營	2,360	802	492	1,064	782.0	1.36
	乳牛を主とする經營	2,555	1,039	373	1,142	753.6	1.52
	養豚を主とする經營	2,115	863	322	929	745.8	1.25
	養鶏を主とする經營	3,129	1,478	493	1,156	809.3	1.43

有畜農業經營の構造

備考 「有畜」による。

第27表

自小作農別農業勞働報酬

昭和十三年 調査	經營型態別	農業 粗收益	農業 經營費	農業資本 利子見積額	家族農業 勞働純益	家族農業 勞働日數	家族農業 勞働一日 當報酬
		円	円	円	円	日	円
昭和十三年 調査	自作農	2,470	924	609	937	751.8	1.25
	自小作農	2,278	964	290	1,023	780	1.31
	小作農	2,276	1,219	141	914	726	1.26
昭和十三年 調査	自作農	1,488	421	311	756	495	1.53
	自小作農	1,519	598	175	744	541	1.39
	小作農	1,368	671	64	633	461	1.37

備考 「有畜」および「農家」による。

一八四

る。
つぎにこれを自
小作農別にみると
(第27表)、自作農
において九三七圓
並びに一四二五
錢、自小作農にお
いて兩者ともに最
大であつて、一、
〇二三圓並びに一
圓三一錢、および
小作農において九
一四圓並びに一圓
二六錢である。
これを「農家經
済調査」(昭和十
三年度)につき自
小作農別にみると
(第27表)、自作農
において、家族勞
働報酬並びに一日
當報酬ともに最大
であつてそれそれ

第28表 『農家経済調査』における自小作農別家族労働報酬

			家族労働 報 酬	農業従事 者数(能 力換算)	家族従業 者一人當 報 酬	家族労働 日数(能 力換算)	家族労働 一日當 報 酬
『農家経済調査』	昭和十三年 度	自作農	762	2 79	273	495 5	1 54
		自小作農	759	2 82	269	541 3	1 40
		小作農	641	2 80	229	461 2	1 39
		平 均	721	2 80	257	499 3	1 44
	昭和十四年 度	自作農	1,257	2 91	442	494 9	2 54
		自小作農	1,272	2 80	454	503 2	2 53
		小作農	1,114	2 84	382	497 1	2 24
		平 均	1,214	2 85	426	498 4	2 24
	昭和十五年 度	自作農	1,306	2 65	358	511 4	2 18
		自小作農	1,322	2 83	352	515 9	2 19
		小作農	1,122	2 79	306	499 7	2 02
		平 均	1,249	2 76	339	504 0	2 13

備考 昭和13—5年度『農家経済調査報告』から作成。

第29表 『有畜農業経営調査』における自小作農別家族労働報酬

			家族労働 報 酬	農業従事 者数(能 力換算)	家族従業 者一人當 報 酬	家族労働 日 数	家族労働 一日當 報 酬
『有畜農業経営調査』	昭和十三年 度	自作農	937	3 5	267	751 8	1 25
		自小作農	1,023	3 6	284	780 6	1 31
		小作農	914	3 6	253	726 8	1 26
		平 均	988	3 6	268	759 6	1 30
	昭和十四年 度	自作農	1,541	3 3	467	737 8	2 09
		自小作農	1,646	3 6	457	792 1	2 08
		小作農	1,729	3 6	480	735 3	2 35
		平 均	1,586	3 6	468	745 3	2 13
	昭和十五年 度	自作農	1,566	3 2	489	674 4	2 34
		自小作農	1,621	3 2	506	726 7	2 23
		小作農	1,708	3 5	488	757 8	2 26
		平 均	1,618	3 2	494	697 9	2 31

備考 昭和13—15年度『有畜農業経営調査報告』から作成。

七五六圓及び一圓五三錢であり、これについて自作小作農か七四四圓並に一圓三八錢であり、小作農において六三三圓並に一圓三七錢で兩者とも最小である。すなわち「農業經濟調査」における自作小作農別では自作農が家族労働報酬並に一日當報酬ともに最大であつて小作農において最小であるに反し、「有奇農業經營調査」における自作小作農別(第27表)では自作小作農において家族労働報酬並びに一日當報酬ともに最大であつて、家族労働報酬については自作農これにつき、小作農において最小であり、家族労働一日當報酬については小作農か自作小作農につき、自作農において最小である。

この點に關し昭和十四年度および十五年年度の兩「調査」の成績をも補足して三ヶ年累年として考察してみよう。(第28表および第29表)

考察の方法として、兩「調査」の自作農、自作小作農および小作農がこの三年度において家族労働報酬、家族従業者一人當報酬および家族労働一日當報酬につき自作農、自作小作農および小作農の間に如何なる順位順度を得ているかをみる。(第30表)

第30表によりて明らかなる如く、自作小作農別順位は「有奇農業經營調査」と「農業經濟調査」とは正に逆の關係を示している。

すなわち「農業經濟調査」においては第一位の割合は自作農に多く、自作小作農これにつき、小作農は常に最下位にある。これに反し「有奇農業經營調査」において第一位の割合は小作農において最も多く、自作小作農これにつき、自作農において最も少ない。

第30表

自作農、自作小作および小作農の順位順度数

	家族労働報酬			家族従業者 一人當報酬			家族労働 一日當報酬		
	第1位	第2位	第3位	第1位	第2位	第3位	第1位	第2位	第3位
「農業經營調査」 (昭和13-15年)	自作農	4	3	0	0	3	4	1	0
	自作小作農	1	0	2	2	0	1	0	2
	小作農	2	0	1	1	0	2	2	0
「農業經濟調査」 (昭和13-15年)	自作農	1	2	0	2	1	0	2	1
	自作小作農	2	1	0	1	2	0	1	2
	小作農	0	0	3	0	0	3	0	3

備考 (1) 「有奇農業經營調査」は第28表より作成。

(2) 「農業經濟調査」は第29表より作成。

要するに右三ヶ年累年成績に關する限りに於いては、家族労働一日當報酬は「農業經濟調査」では自作農が最も高く、「有奇農業經營調査」においては小作農か最も高いと言ひうる。

さらに前掲「有奇農業經營調査」および「農業經濟調査」の、昭和十三年度より同十五年度に至る三ヶ年平均の自作農別家族労働報酬、家族従業者一人當報酬およ

び家族労働一日當報酬をあげれば、第31表の如くである。

第31表 昭和13年 3ヶ年平均の自小作農別家族労働報酬
昭和15年 家族従業者1人當報酬より家族労働1日當報酬

		家族労働 報 酬	家族従業者 1人當報酬	家族労働 1日當報酬
『有畜農業經營調査』 (昭和13—15) 平均	自作農	1,343	404	1 89
	自小作農	1,433	418	1 87
	小作農	1,450	412	1 99
『農家經濟調査』 (昭和13—15) 平均	自作農	1,108	358	2 09
	自小作農	1,118	359	2 04
	小作農	959	339	1 88

備考 (1)『有畜農業經營調査』は第29表より作成。

(2)『農家經濟調査』は第28表より作成。

查』において、自作農二圓九錢、自小作農二圓四錢および小作農一圓八八錢で、自作農が最大であり、『有畜農業經營調査』においては、自作農一圓八九錢、自小作農一圓八七錢および小作農一圓九九錢で、小作農が最大であるということが出来る。

最後に第28表および第29表を用い、家族労働報酬および一日當報酬を『有畜農業經營調査』と『農家經濟調査』とにより比較してみよう。『有畜農業經營調査』において自作農、自小作農および小作農の三者平均の家族労働報酬および一日當報酬は、それぞれ昭和十三年度、九八八圓および一圓三〇錢、十四年度、一五八六圓および二圓一三錢、十五年度、一六一八圓および二圓三一錢である。同様に『農家經濟調査』では昭和十三年度七二一圓および一圓四四錢、十四年度一、二一四圓および二圓四四錢、十五年度一、二四九圓および二圓一三錢である。これによつて知り得ることは、家族労働報酬総額は『有畜農業經營調査』において各年とも『農家經濟調査』におけるよりも多いか、これに反し、一日當報酬は寧ろ逆であつて十三年度および十四年度は『農家經濟調査』が『有畜農業經營調査』におけるよりも多いという事である(十五年及以後者において多い)。さらに家族労働報酬および一日當報酬の三ヶ年の自作農、自小作農および小作農の總平均をとれば(第32表)、『有畜農業經營調査』において、一、三九七圓および一圓九一錢、『農家經濟調査』において、一、〇六一圓および二圓である。

要するにここに利用した兩「調査」の取扱つた範圍内に関する限りでは『有畜農業經營』は『一般農業經營』(ここでは前掲『農

この三ヶ年平均よりも家族労働一日當報酬は『農家經濟調査』
有畜農業經營の構造

第32表 昭和13年 3ヶ年の自作農、小作
自置 昭和15年農および自小作農總平均家族労働報酬
および家族労働1日當報酬

	家族労働 報酬	家族労働1 日當報酬
『有畜農業経営調査』	1,397	191
『農家經濟調査』	1,061	200

備考 第31表より作成。

家經濟調査』の經營を指す)に比し、労働の吸收力大きく(すなわち農業従事者数および家族労働日数が多い。第29表参照)、家族労働報酬總額は多いか一日富労働報酬は寧ろ低いという結果になるのである。

註一、家族労働一日當報酬は家族労働報酬を家族労働日数で除して算出されるのであるから、家族労働日数の計算方法が極めて重要である。『農家經濟調査』は、農業經營のた

めに投下された家族の總農業労働時間(能力換算)を一日の平均労働時間(一〇時間)を以て除して家族農業労働日数が算出される(『農家』一〇—一四頁、三五頁、七四頁参照)。

『農家』には従業日数が記載されているのみで家族産業労働日数が算出されていないので、筆者において、右の計算方法によつて家族農業労働日数を算出した。

『有畜』には家族農業労働日数が記載されている(『有畜』

四二頁其他)のでこれを採用した。しかしその算出方法はこれについての説明がないので明らかでない。

註二、近く本稿の續稿を草する豫定である。

(研究員)